

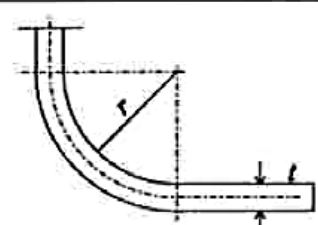
鉄骨工事 Q&A	工作	曲げ加工	制定	2011年7月1日
			改訂	2019年4月1日

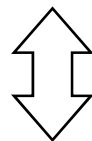
Q. 鋼板の曲げ半径の規定は、JASS6と告示のどちらを優先するのか？

A.

告示は法律の一部ですので、実務では告示を優先する必要があります。

JASS6の規定は学術的な立場から作成されていますので、一部で告示と異なっている部分があります。JASS6および告示における曲げ加工による曲げ半径に関する記述がどのように異なるかを次に示します。

JASS6		表 4.4 常温曲げ加工による内側曲げ半径	
部 位		内側曲げ半径	備 考
柱や梁およびブレース端など塑性変形能力が要求される部位	ハンチなど応力方向が曲げ曲面に沿った方向である場所	8t以上	 <p>r: 内側曲げ半径 t: 被加工材の板厚</p>
	応力方向が上記の直角方向の場合	4t以上	
上記以外		2t以上	



- ・告示は部位に関係なく決められています
- ・曲げ半径のとり方と値が異なります
- ・JASS6の曲げ半径とする場合は、加工後の品質証明が必要です

平成12年12月26日建設省告示2464号

「鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度を定める件」

加工後の機械的性質、化学成分その他が加工前の品質と同等以上であることを確かめなければならないが、①～③に該当する場合はこの限りではないという記述がされています。

- ① 切断、溶接、局部的な加熱、鉄筋の曲げ加工その他構造耐力上支障がない加工を行うとき
- ② 500℃以下の加熱を行うとき
- ③ 外側曲げ半径が板厚の10倍以上で曲げ加工を行うとき